

令和2年4月21日  
調査及び立法考査局  
財政金融調査室・課

## 感染症のパンデミックに備えた保険制度等について

### 1 公的保険制度

- 人々に大きな経済的被害をもたらす大規模災害等に対する補償の方法としては、①政府が運営・財政面で関与する公的保険制度や②政府による事後的な援助等が考えられる。このうち、公的保険制度については、我が国の地震保険制度を始めとして、自然災害やテロ事件による被害等を補償対象とする公的保険制度が整備されている国がみられる（表）。

表 各国における大規模災害等に対する公的保険制度の補償対象

国・地域名	補償対象	国・地域名	補償対象
オーストラリア	テロリスク	ニュージーランド	自然災害による被害（地震、地滑り、火山噴火、熱水活動、津波、（宅地における）暴風又は洪水を含む。）
ベルギー	地震、洪水、暴風、地滑り、地盤沈下 テロリスク	ノルウェー	地滑り、暴風、洪水、地震、火山噴火
カリフォルニア州	地震	スペイン	自然現象（洪水、地震、海震、火山噴火、変則的な低気圧活動、恒星の破片や隕石の落下）及び社会経済現象（暴動、テロリズム）による異常なリスク
台湾	地震、（地震に起因する）火災又は爆発、地滑り、地盤沈下、地殻変動・破裂、高潮、洪水	スイス	洪水、氾濫、暴風、雹、雪崩、雪害、落石、地滑り
デンマーク	海水の流入及び暴風による森林被害に起因する洪水被害	トルコ	地震被害
フロリダ州	ハリケーン被害	英国	テロ事件
フランス	自然災害全般 テロ事件 産業事故	米国（連邦）	洪水被害 テロリスク
アイスランド	地震、火山噴火、雪崩、地滑り、洪水		
日本	地震、津波、火山噴火		
メキシコ	地質リスク（地震、火山噴火、土砂崩れ、高潮、地滑り）、気象リスク（変則的な干ばつ、サイクロン、豪雨、雪害、雹害、変則的な氾濫、竜巻）		

（注）近年のテロリスクの高まりを受けて、ドイツ、オランダ、オーストリア、デンマークにおいて、政府が運営・財政面で一部関与するテロ保険制度が創設されている（松野篤「EU加盟国におけるテロ保険制度」『損保ジャパン日本興亜総研レポート』Vol.69, 2016.9, pp.45-65.）。また、各国における原子力損害賠償制度において、政府が関与する保険制度が設けられている例がある（原子力委員会「諸外国の原子力損害賠償制度の概要（第1回原子力損害賠償制度専門部会資料1-7）」2015.5. <<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/songai/siryo01/siryo1-7.pdf>>）。

（出典）OECD, “Financial Management of Large-Scale Catastrophes,” *Policy Issues in Insurance*, No.12, 2008.9.5, pp.32-33, 136-142. <<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264041516-en.pdf>> を基に筆者作成。

- 今般の新型コロナウイルス感染症にみられるように、感染症の「パンデミック（pandemic. 世界的大流行）」についても、大きな経済的被害をもたらす可能性が高いが、これを特に補償対象とする公的保険制度の例は、調査の範囲では見当たらなかった。なお、感染症による被害については、公的医療保険や雇用保険等の社会保険制度でカバーされると考えられる。

- 一般に、リスクの移転と分散の仕組みである保険の原理として、「大数の法則<sup>1</sup>」と呼ばれる確率理論が知られる。時間的・空間的に大数の法則が成立している場合は、保険金支払額に対する不確実性がなくなり、完全なリスクシェアリングが可能となる。自然災害等による被害については、年により発生件数の変動が大きく、被害の及ぶ範囲が広範であり、各人の被害が相互に無相関でない場合も多いため、大数の法則が成り立ちにくいとされる。このため、我が国の地震保険制度のように、自国政府が最終的な再保険を提供する例が多く、全てのリスクが自国内でプールされることとなる。その場合も、異時点間で保険金支払財源を平準化することが可能であるが、財政力の弱い小国等では政府に信用が乏しく、制度導入が困難であるとされている。感染症の場合も、リスクの特性上、同様の問題があるものと考えられる。
- 世界銀行グループは、途上国等を対象として、2017年6月に「パンデミック緊急ファシリティ (Pandemic Emergency Financing Facility: PEF)」を設立した。これは、保険機能を活用して、感染症リスクに直面する途上国等に初動対応資金を供給するもので、日独両政府が保険料等の資金支援を実施している。ファシリティの引受けリスクは、大災害債券 (cat bond) と保険デリバティブ取引を利用することで、民間保険会社や資本市場へリスク移転されている。新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際して、現在、PEFの発動が検討されている。

## 2 民間の保険商品

- 民間の生命保険会社・損害保険会社等が販売する保険商品の中には、感染症のパンデミックによる被害を一部補償対象とする商品があるとみられる。今般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックについても、医療保険、死亡保険、就業不能保険、海外旅行保険、所得補償保険、各種の企業向け保険等で、保険金支払の対象となる場合がある。また、感染拡大の影響で中止となったスポーツ大会等が、保険金支払の対象となる例も報道されている。
- 一般にパンデミックのリスクは、保険会社のリスク管理上、重要な影響をもたらす可能性があることから、各国の保険監督当局等も規制・監督上の着眼点としている。

### 参考文献

- ・ 下和田功編『はじめて学ぶリスクと保険 第4版』有斐閣, 2014.
- ・ 中田啓之「巨大災害の保険メカニズム」澤田康幸『巨大災害・リスクと経済』日本経済新聞出版社, 2014, pp.41-76.
- ・ OECD, “Financial Management of Large-Scale Catastrophes,” *Policy Issues in Insurance*, No.12, 2008.9.5. <<https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264041516-en.pdf>>
- ・ “Pandemic Emergency Financing Facility: Frequently Asked Questions,” 2017.5.9. The World Bank website <<https://www.worldbank.org/en/topic/pandemics/brief/pandemic-emergency-facility-frequently-asked-questions>>
- ・ “Pandemics,” 2020.4.15. National Association of Insurance Commissioners (NAIC) website <[https://content.naic.org/cipr\\_topics/topic\\_pandemics.htm](https://content.naic.org/cipr_topics/topic_pandemics.htm)>

担当：財政金融課 大森健吾

<sup>1</sup> 偶然事象の観察数が多くなるほど、より確実に実際の結果が予想された結果に近づくという法則。